



《会計・税務の知識》 法人事業税の付加価値割の計算

はじめに

法人事業税は、事業及び事業税の種類に応じ付加価値割・資本割・所得割・収入割が課せられます。今回は、外形対象法人の付加価値割の課税標準・税率について紹介します。

1. 外形対象法人

外形対象法人とは、期末資本金の額が1億円を超える法人（注）をいい、所得割だけでなく、付加価値割と資本割の3つの合計により事業税が課されます。

（注）一定の法人を除きます。

2. 課税標準額

付加価値割の課税標準である付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料の合計額）と各事業年度の単年度損益との合計額で計算されます。

① 収益配分額の構成要素

イ 報酬給与額

役員又は従業員に対する給料等が報酬給与額となります。また、法人税法上損金の額に算入される金額と一致するため、「役員給与損金不算入額」など損金の額に算入されない金額は、報酬給与額の計算上除きます。

ロ 純支払利子

純支払利子は、各事業年度の「支払利子の額」の合計額から、合計額を限度として各事業年度の「受取利子の額」を控除した金額となります。利子の範囲は、法人税法上の受取配当金の「控除負債利子」の金額と一致します。

ハ 純支払賃借料

純支払賃借料は、各事業年度の「支払賃借料」の合計額から、合計額を限度として各事業年度の「受取賃借料の額」の合計額を控除した金額となります。賃借料の金額は、土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用・収益を目的とする権利に対して支払う又は受け取る金額となります。よって、備品等の賃借料は含まれません。

② 単年度損益の構成要素

基本的には、「法人税の所得割の計算」でご紹介した「所得割」の金額と同じになります。ただし、単年度での損益を用いるため、「繰越欠損金」は単年度損益の計算上、控除は行いません。

③ 雇用安定控除

収益配分額のうち、報酬給与額の占める割合が70%を超える場合には、一定の金額を付加価値額から控除します。

④ 所得拡大税制（改正）

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の要件を満たす場合には、法人税の所得拡大税制同様、付加価値額から控除します。

3. 税率

付加価値割の税率は、下記の税率の区分となります。また、平成27年の税制改正により平成27年4月1日以降に開始される事業年度から税率の改正が行われました。都道府県により超過税率を採用している場合がありますので、所轄の都道府県にご確認ください。

【標準税率】

開始事業年度	標準税率
～平成27年3月31日	0.48%
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	0.72%
平成28年4月1日以後	※0.96%(1.2%)

※平成28年度税制改正大綱では、外形標準課税の拡大の一環として、平成28年度以降の付加価値割の税率を0.96%から1.2%へを引き上げるとしています。

おわりに

付加価値割の計算は、集計と段取りが重要です。事前に集計が必要な勘定科目等の把握を行い、スムーズに申告を進めましょう。こちらの記事を参考に申告書の作成を行っていただけたら幸いです。

（担当：山川）